第四号様式中「【報告者の名称】(2)」を「【報告者の名称】」に、「【代理人の氏名又は名称】(3)」を「【代理人の氏名又は名称】(2)」に、「【縦覧に供する場所】(4)」を「【縦覧に供する場所】(3)」に改め、同様式2(2)中「(5)」を「(4)」に改め、同様式2(3)中「(6)」を「(5)」に改め、同様式記載上の注意中(2)を削り、同記載上の注意(3)中「(3)」を「(2)」に改め、「(法第27条の30の５第１項の規定により公開買付報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削り、同記載上の注意中(3)を(2)とし、(4)から(6)までを１ずつ繰り上げる。

第五号様式記載上の注意(1)中「、「６－３　代理人の署名」(代理人が法人である場合には、その代表者の署名)」を削り、「６－４」を「６－３」に、「６－５」を「６－４」に改め、同記載上の注意(5)中「するとともに代表者印を押印」を削る。

（保険業法施行規則の一部改正）

第二十一条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二百十四条第一項第三号の次に次の一号を加える。

四　登録申請者（個人である場合に限る。）又はその法定代理人の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この号、第二百十九条第一項第三号ロ及び第二百三十九条の五第三項第四号において同じ。）及び名を当該登録申請者及びその法定代理人の氏名に併せて法第二百七十七条第一項の登録申請者に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該登録申請者及びその法定代理人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書類

第二百十九条第一項第三号を次のように改める。

三　登録申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ　当該登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書類

ロ　当該登録申請者の旧氏及び名を当該登録申請者の氏名に併せて法第二百八十七条第一項の登録申請書に記載した場合において、イに掲げる書類が当該登録申請者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書類

第二百三十四条の十六第一項中「次項」を「次項及び第二百三十四条の十九第一項第二号」に改める。

第二百三十九条の五第三項第四号中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１及び同様式第１６記載上の注意２中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該旧氏及び名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号の二中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１及び同様式第１６記載上の注意２中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号の三中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第七号中「印」を削り、同様式第１２(1)記載上の注意２及び同様式第１の「３　社外役員に関する事項」の次の記載上の注意２中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第七号の二中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１、同様式第１２(1)記載上の注意２及び同様式第１の「３　社外役員に関する事項」の次の記載上の注意２中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第七号の三中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１、同様式第１２(1)記載上の注意２及び同様式第１の「３　社外役員に関する事項」の次の記載上の注意２中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号の二中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号の三中「印」を削り、同様式の「申請します。」の次の記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号の四中「印」を削り、同様式の「申請します。」の次の記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号の五中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号の六中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第九号中「印」を削り、同様式備考中３を４とし、２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号中「印」を削り、同様式備考中２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十一号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十一号の二中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十二号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十二号の二中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十三号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意２ロ(1)及び(2)中「記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改め、同記載上の注意２ロ(3)中「記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改め、同記載上の注意２ロに次のように加える。

(4)　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十三号の二（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意２ロ(1)及び(2)中「記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改め、同記載上の注意２ロ(3)を「記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改め、同記載上の注意２ロに次のように加える。

(4)　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十四号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十五号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号第１面中「印」を削り、同様式第３面記載上の注意２．中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書き」を「旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書」に改める。